

町税の滞納処分を強化しています

町税は、私たちが安心して健康的に生活するために重要な役割を担っています。福祉や保険などの社会保障をはじめ、ごみ処理、教育、道路整備などさまざまな分野に利用される大切な財源です。

町税を滞納することは、納期限までに納税している人との公平性を欠くだけでなく、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたします。

このことから町は、納税相談もなく滞納している方に対し「滞納処分(財産差押)」を強化しています。

■納税は国民の義務です

税の支払能力があるにも関わらず、ローンの返済等を優先し、納税しない方などが滞納処分の対象になります。

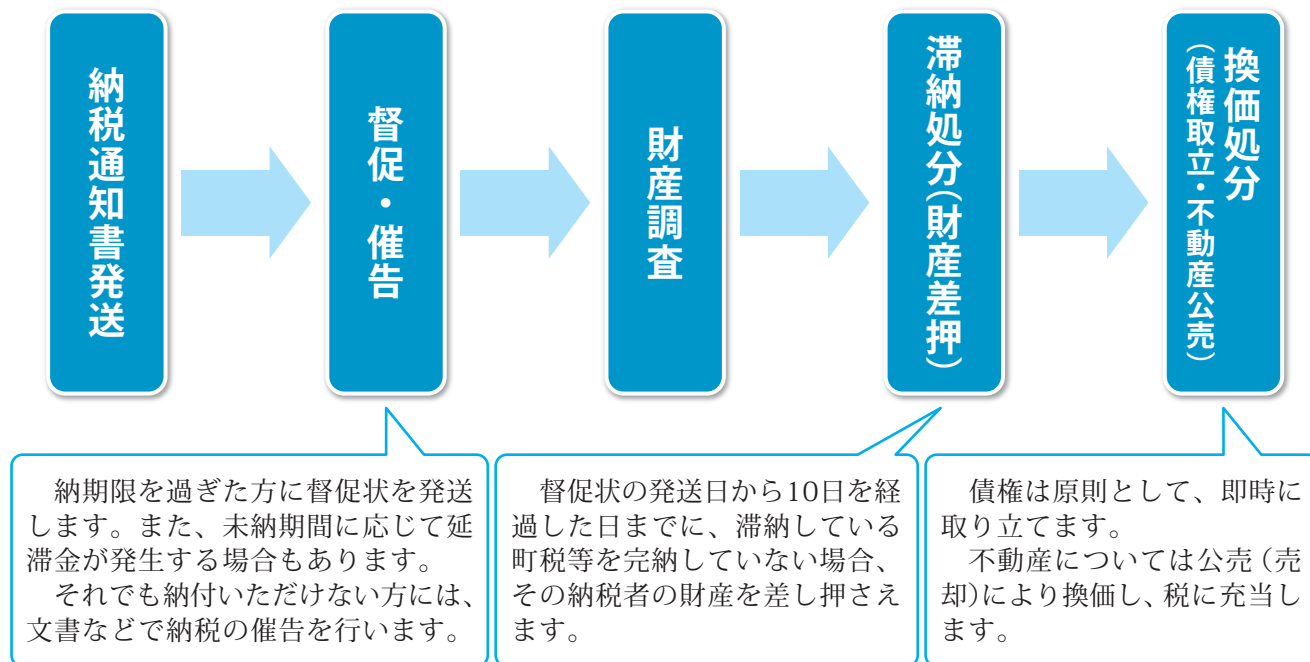
税を滞納している場合、町は裁判所に訴えることなく、財産の差し押さえができます。

■町税は納期限内に納めてください

町税は、納期限までに自主的に納めていただきます。納期限を過ぎると、督促状を発送します。

また、納期限内に納付されない場合は、納付の日までの日数に応じて延滞金が加算されます。

■滞納処分までの流れ



■滞納処分の対象財産

- 債権：預貯金、給与、年金、生命保険、所得税還付金、売掛金、賃料
- 不動産：土地、建物
- 無体財産権：出資金(信用組合、農業協同組合など)
- 動産：絵画、自動車など

■滞納処分の実績(単位：件)

区 分	平成21～27年度	平成28年度	合 計
預 貯 金	406	18	424
給 与	12	2	14
生命保険	165	42	207
不 動 産	53	11	64
国税還付金	32	5	37
組合出資金	15	8	23
合 計	683	86	769

■放置せず、早めに納税相談を！

やむを得ない事情により納期限までに納税できない場合は、早めにご相談ください。事前に納税相談していただくことで、より柔軟に対応することができます。

また、納付書を紛失された方は問合せ先までご連絡ください。

問合せ 税務課内収納対策室 ☎029-288-3111 (内線125、126)